

ID 12059

選挙の投票立会人をしてみませんか

市民の皆さんに選挙への関心を持ってもらうため、投票立会人を募集します。応募者を投票立会人候補者名簿に登録し、選挙ごとに日程や立ち会う投票所を調整して、選任します。

詳しくは、市選挙管理委員会事務局(☎総務課内・☎22112)へ。

対象 18歳以上で市の選挙人名簿に登録されている人

主な仕事内容 ▶投票が公正に行われているかどうか見守る ▶投票終了後、投票箱の開票所への送致に立ち会う

立会時間 投票日当日の午前7時～午後6時(投票箱の送致に立ち会う場合は送致完了まで)

報酬 1万900円(昼食は支給します)

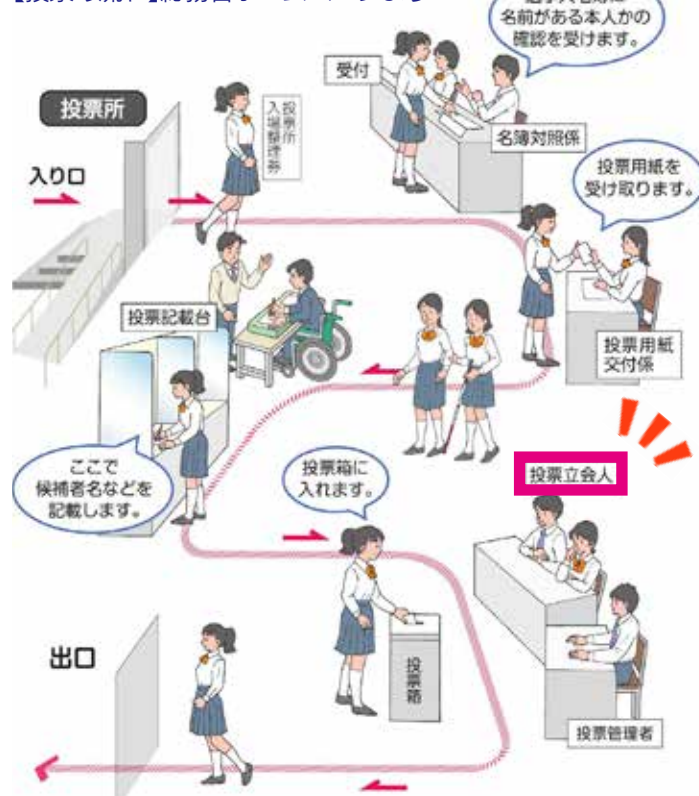
応募方法 登録申込書を市選挙管理委員会へ持参または郵送(〒377-8501・石原80)するか、右の2次元コードから応募してください

その他 市ホームページに掲載の「渋川市投票立会人公募要領」をご覧ください



▲電子申請はこちら

【投票の流れ】総務省ホームページより



ID 12148

しぶかわ未来共創 スプリングセッションin金島

市が抱える「人口減少」などの課題を、市民の皆さんと共有し、共に市の未来を考えるミニシンポジウムを開催します。

詳しくは、☎政策戦略課(☎28419)へ。

とき 4月24日(木)午後6時～7時30分

ところ 金島公民館(今後各地区で順次開催予定)

内容 テーマ(人口減少やこれに伴う学校・公共施設のあり方、行政サービスの維持など)に対する市の説明と、参加者間での意見交換を行います

定員 50人(先着順)

申込方法 氏名・年齢・住所・電話番号を記載しメール(mirai@city.shibukawa.gunma.jp)または右の2次元コードから応募フォーム、もしくは

電話で、政策戦略課に申し込んでください

申込開始日 4月1日



ID 12062

国保健診ポイントを 健診受診者へ支給します

市は、40歳以上の市国保加入者で「特定健康診査」または「人間ドック」を受診した人へ、健診ポイントを支給します。対象者には、市が健診などの受診結果を確認後(概ね受診月の2～3カ月後)、申請に関する通知を送付します。通知が届きましたら申請してください。

詳しくは、☎保険年金課(☎2429)へ。

支給ポイント 渋Pay2,000ポイント(2,000円相当)

支給方法 「アプリへのチャージ」か「カードの支給」の、いずれか希望する方法



ID 6831

70歳以上の人へ自動車の後付け安全運転支援装置の 設置費用を支援します

高齢者の安全運転を支援するため、自家用車に急加速や急発進を抑制する装置を設置する費用を補助します。希望する人は、事前に相談してください。

詳しくは、☎危機管理室(☎22130)へ。



対象者 本市に住民登録がある満70歳以上の人など

対象装置と自動車 次の①～③を満たす装置と④～⑥を満たす自動車

- ①国の認定を受けた ②ディーラー、自動車用品店などで設置
- ③令和7年4月1日以降に設置
- ④普通・小型・軽自動車で自家用車
- ⑤車検証の使用者が申請者

⑥車検証の有効期間がある

補助金額 設置金額の2分の1(上限2万円・100円未満の端数は切り捨て)

申請方法 装置を設置後、申請書(危機管理室にあります)に必要書類を添えて、危機管理室へ提出

申請開始日 5月1日(木)

※予算に達し次第締め切り



ID 12058

防犯カメラなどの購入等費用の補助を始めます

高齢者を狙った訪問詐欺や重要犯罪が増加していることから、住宅やその周辺で発生する可能性のある犯罪を未然に防ぐため、防犯対策機器の購入・設置費用の補助を行います。補助を受けるには、購入・設置前に申請が必要です。

詳しくは、☎危機管理室(☎22130)へ。

対象者 本市に住民登録がある、世帯員に65歳以上の人がいるなどの要件を満たしている人

対象機器 ▶防犯カメラ(ダミーカメラは対象外)▶人感センサーライト▶カメラ付きインターホン※本体の設置に必要な録画機、モニター、センサーなども対象とします

補助金額 購入・設置費用合計額の2分の1(上限2万円)

申請方法 ①購入(設置)前に申請 ②補助金交付決定後に防犯対策機器を購入・設置 ③請求書に必要書類を添付し、実績報告を行ってください
※申請を第三者に委任することができます

申請開始日 5月1日(木)午前10時

※予算に達し次第締め切り



ID 6590

防犯機能付き電話機等の購入費用を補助します

振り込め詐欺などの被害に遭うことを防ぐため、高齢者を対象に電話機などの購入・設置費用の補助を行います。補助を受けるには、購入・設置前の申請が必要です。

詳しくは、☎危機管理室(☎22130)へ。

対象 本市に住民登録がある、65歳以上の人がいる世帯員などの要件を満たしている人

対象機器 着信時に相手に警告メッセージを発し、通話内容を自動録音する機能がある電話機

または電話機に取り付ける機器

補助金額 金額の2分の1(上限5,000円・100円未満の端数は切り捨て)

申請の流れ ①購入・設置前に事前申込書などを提出 ②市から審査結果の連絡 ③購入・設置 ④購入・設置後に申請書兼請求書の提出 ⑤市から補助金の振り込み
※申し込みを第三者に委任することができます

申込開始日 4月15日(火)

※予算に達し次第締め切り



空き家のリフォームまたは解体費用を補助します

空き家を住宅として改修・解体する工事の支援を実施しています。必ず工事着工前に申請してください。その他の要件などがありますので、事前に建築住宅課へ相談してください。

詳しくは、■建築住宅課(TEL27191)へ。

■空家解体事業補助金

補助要件(一例)

- ▷空き家の所有者またはその相続人
- ▷対象の物件は、個人が所有し、1年以上空き家または特定空家となっている
- ▷工事を市内事業者に発注する
- ▷所有権以外の権利が設定されていない
- ▷空き家の全部を解体する
- ▷公共事業によるものではない

補助額 20万円以上の費用に対し10分の1(上限20万円)

加算 居住誘導区域内にある空家を解体する場合は、10万円の加算があります

ホームページID 3795



〈共通事項〉

申込開始日 4月1日(火)

※予算に達し次第締め切り

申込方法 申請書(建築住宅課または市ホームページにあります)に必要書類を添えて、建築住宅課へ提出

■空家活用支援事業補助金

補助要件(一例)

- ▷空き家の所有者または空き家を取得し、居住する目的でリフォームする人
- ▷対象物件は個人が所有し、1年以上空き家となっている
- ▷共同住宅、長屋住宅、給与住宅ではない
- ▷工事を市内事業者に発注する

補助額 20万円以上の費用に対し10分の1(上限30万円)

加算 市外転入者や若者夫婦世帯などへ20万円の加算があります

ホームページID 3838



ID 10382

住宅エコリフォーム費用を補助します

脱炭素社会の実現に向け、住宅の省エネルギー化のためのリフォームにかかる費用を補助します。詳細は、市ホームページを確認してください。

詳しくは、■建築住宅課(TEL27191)へ。

対象 市内に住民登録をしている個人で、市税を滞納していない
対象住宅 自分が居住する個人住宅

補助要件(例) ▷市内の事業者に発注する ▷工事着手前(着工前)である ▷新築、別荘等の物件や、賃貸・売買などの目的の住宅でない ▷リフォーム箇所について、市の他の補助制度を利用していない

補助額 20万円以上の費用に対し20分の1(上限10万円)

申請方法 申請書(市ホームページまたは建築住宅課にあります)に必要書類を添えて、建築住宅課へ

※予算に達し次第締め切り

申請開始日 4月1日

(別表) 補助対象となる改修工事

	種類	内容
外装	屋根のふき替え、塗装など	断熱、遮熱性能が向上するもの
	外壁の張り替え、塗装など	
	開口部に係るもの	断熱性能が向上するもの
内装	床、壁、天井など全般	
設備	給排水衛生設備	節水、節電または高効率のいずれかに該当するもの
	空気調和設備	節電、省エネまたは高効率のいずれかに該当するもの
	電気設備	
上記に付随するもの		

※補助対象とならない工事の例は、市ホームページを確認してください



ID 3794

市内に住宅を取得した移住者に助成金を交付します

市内に住宅を新築または購入し、市外から転入した人へ助成金を交付します。一律5万円を助成するほか、各種の支援のための加算があり、最大128万円(特別加算該当の場合は最大228万円)を助成します。

詳しくは、■市民協働推進課(TEL22401)へ。

助成対象者 市内に住宅を新築または購入し、市外から転入した人

助成要件 次の全てに該当すること

- ▷市に初めて住民登録をするまたは転出後1年以上経過し再転入している
- ▷市に住民登録をしてから2年以内および所有権保存(移転)登記をした日から1年以内である
- ▷前年度の市区町村税を滞納していない
- ▷居住地の自治会に加入している

助成額 5万円(加算額を含め最大128万円、特別加算該当者はさらに100万円)



加算額(一部例)

▷助成対象者が40歳未満=10万円 ▷新築時市内業者利用=30万円 ▷空き家バンクの登録物件取得=30万円 ▷中古住宅取得=10万円 ▷助成対象者が県外からの移住=20万円 ▷市内企業に新規就職=10万円 ▷市消防団に新規加入=3万円

申請方法 申請書(市民協働推進課または市ホームページにあります)に必要書類を添えて、市民協働推進課へ ※予算に達し次第締め切り

その他 詳細はホームページを確認してください

ID 9554

居住誘導区域に住宅を取得する市民を支援します

渋川市立地適正化計画に定める居住誘導区域(市役所周辺・渋川駅周辺(図1)または八木原駅周辺(図2))に一定規模の住宅を新築または購入する市民に、最大60万円を補助します。

詳しくは、■都市政策課(TEL22073)へ。

補助要件 次の全てに該当すること

- ①住宅取得の契約前に市へ事業計画の認定申請を行い、認定を受けている
- ②市に住民登録をしてから2年以上経過している

③①の認定を受けてから2年以内および所有権保存(移転)登記をした日から6カ月以内である
※その他の要件もあります

補助額 20万円(加算額を含め最大60万円)

加算額(一部例)

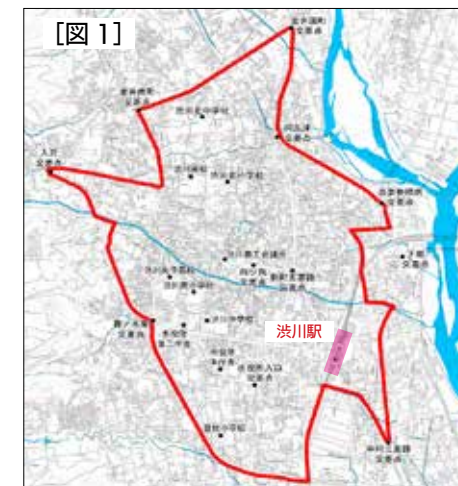
▷補助対象者または配偶者などが40歳未満=5万円/30歳未満=10万円

▷補助対象者と同一世帯に15歳以下の子どもがいる=子ども一人につき5万円

▷取得する住宅の所在地が市役所周辺・渋川駅周辺=10万円

申請方法 申請書(都市政策課または市ホームページにあります)に必要書類を添えて、都市政策課へ

※予算に達し次第締め切り



ID 11299



市内から東京都などへの 大学等通学定期代を補助

経済的負担を軽減して市民の定住促進を図るため、列車を利用して東京都、神奈川県、千葉県大学等に通学する大学生などへ補助金を交付します。

詳しくは、市民協働推進課(☎2401)へ。

対象 ▷東日本旅客鉄道(株)などが運行する列車の通学定期券を利用している大学生(本人のみ)

▷通学定期券の購入に要する経費に対して他の補助金の交付を受けていない ▷市税に滞納がない

対象期間 東京都等の大学などに通学を開始した日の属する月から学校教育法が定める修業年限以内で、令和7年4月1日以降に購入したもの

対象額・補助額 一会計年度につき▷新幹線の利用がある場合=1万円/月(12万円/年)▷新幹線などの利用がない場合=5,000円/月(6万円/年)

申請手続 市ホームページを確認するか、市民協働推進課へ問い合わせてください

その他 有効期間中の定期券のコピーがない場合は補助金の対象となりませんので、必ず申請時まで保管してください

ID 11292



まちづくり講演会などを 開催する団体を支援します



本市の課題解決と魅力向上を目的として、まちづくりに役立つ講演会などを市内で開催する団体に補助金を交付します。

詳しくは、政策戦略課(☎28419)へ。

対象事業の例 共生社会、女性活躍、少子化や人口減少対策、産官学金労の連携、防災、移住・定住、子育て、地域産業の振興、SDGs推進、DXなど

補助対象 3人以上の団体で、半数以上が本市住民であることなど

補助金額 限度額50万円(補助率10分の10)

申請方法 補助金交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、政策戦略課へ

ID 6982



富士薬品と包括連携 協定を締結しました

市は、医薬品の研究開発から製造・販売までを行う複合型医薬品企業であり、家庭での配置薬販売やドラッグストアなどを展開する(株)富士薬品と、包括的な連携協定を締結しました。

この協定に基づき、セルフメディケーションの強化や災害時の医薬品の供給協力、熱中症特別警戒アラート発表時のクーリングシェルの開設、市からの情報発信の支援など、市民の健康づくりや安全・安心なまちづくりに協働して取り組んでいきます。

詳しくは、政策戦略課(☎28419)へ。



ID 11311



時間単位で柔軟に利用できる こども誰でも通園事業の利用者を募集します

子どもの良質な成育環境を整備するため、令和7年度も、就労要件などを問わずに月一定時間まで、時間単位で利用できる「こども誰でも通園事業」を実施します。

詳しくは、こども支援課(☎2415)へ。

対象児童 次の全てに該当する児童

▷本市に住居登録している

▷幼稚園、保育所、認定こども園、特定地域型保育施設および企業主導型保育施設に在籍して

いない

▷0歳6カ月～満3歳未満

利用可能時間 午前9時～正午

※1時間単位の利用になります
※児童1人当たり月10時間まで

利用可能日 月・水・金曜日(祝日、年末年始、県民の日などを除く)

実施施設

▷4～6月=渋谷幼稚園

▷7月以降=こもち幼稚園

定員 1日8人まで

※満1歳未満の児童は4人まで

利用料 無料



〈利用に関する手続き〉

- ①利用を希望する幼稚園へ利用相談
 - ②幼稚園へ利用申込書の提出
 - ③市から利用承諾通知書の送付
 - ④幼稚園へ利用日の予約
- ※予約方法は、別途お知らせします

ID 12006



小中学校適正規模・適正配置検討委員を募集します

全国的な少子高齢化や社会情勢の変化に伴い、学校を取り巻く環境が大きく変化しています。市は、子どもたちが将来にわたって望ましい環境で学び続けられる学校のあり方を検討するため、新たに「渋谷市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会」を設置します。会議は学校・地域・保護者・有識者・市民などで構成し、市民の代表として意見を聞かせていただく委員を公募します。

詳しくは、教育総務課(☎2076)へ。

募集人数 1人

任期 令和7年6月1日～令和9年5月31日(2年)



会議 必要に応じて開催(年4回程度を予定)

報償 日額6,100円

応募資格 応募日現在、次の全てに該当する人
▷市内に住所を有し、今後も渋谷に住む予定のある満18歳以上の人

▷国や地方公共団体の議員、常勤の職員でない人

▷市の他の附属機関等の委員になっていない人

▷市の児童生徒にとって望ましい教育環境の構築に向けて、建設的で前向きな考えを持つ人

応募方法 応募申込書に必要事項と「応募の動機(400字以内)」を記入の上、郵送(〒377-8501・石原80)、ファクス(☎2132)、メール(edu-k@city.shibukawa.gunma.jp)または直接持参で教育総務課へ

※申込書は、教育総務課、または市ホームページからダウンロードできます

※提出された書類は返却しません

応募期限 4月25日(金)必着

決定方法 選考により決定

※選考結果を応募者全員に文書により通知します

その他 委員の氏名や発言内容について公表する場合があります

広報しぶかわ

表紙を一新してお届けします

「広報しぶかわ」は、今号から表紙のデザインを変えてお届けします。市民投票で決定したタイトルロゴを使用して、発行月や目次などを見やすいように一新しました。

引き続き、市民の皆さんの声を聞くためのアンケートを行っています。令和7年度も、皆さんに親しんでもらい、興味をもって読んでもらえるような紙面作りを目指します。

詳しくは、広報室(☎22182)へ。

